都道府県<br>各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿<br>中 核 市

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービスは，障害者その家族等の生活に欠かせないものであり，感染症が発生し た場合であっても，利用者に対して必要なサービスが安定的•継続的に提供されることが重要である。

必要なサービスを継続的に提供するためには，また，仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには，業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから，今般，その策定を支援するため，障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等 をとりまとめたところであるので，御了知の上，管内各市町村及び関係団体等に周知された い。障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイ ドライン

○新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

## 【揭載場所】

https：／／www．mhlw．go．jp／stf／newpage＿15758．html

|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（2）事業内容

## （3）事業イメージ

 －感染対策に関するマニー・アルの作成 －感染対策に関するマニュアルの作成


